

中国水工株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：育児介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る

<対策>

- 平成 30 年 10 月～ 育児・介護休業規定を提示し周知を図る
- 平成 30 年 10 月～ 子育て中・介護中の従業員への説明、相談に応じる

目標 2：育児休業中の従業員に情報提供を行い、円滑な職場復帰を支援する

<対策>

- 平成 30 年 10 月～ 休業期間中に定期的に会社に関する情報提供を行う（月 1 回）
- 平成 30 年 10 月～ 休業終了前に従業員と所属長との調整を実施し、職場復帰の環境を整える